

## 6 生徒指導に関する規程

### 1 生徒心得について

#### (1) 校内生活

- ア 校内の美化に努めるとともに諸施設、設備、掲示物等の公共物を大切にし、器物、ガラスの破損等は直ちに申し出て、全体に迷惑をかけないように心がけること。
- イ 遅刻した時は所定の用紙にその事由を記入し、承認を受けてから授業を受けること。
- ウ 登校後やむを得ない事由で校外に出る場合は、担任に申し出て外出許可証を受け取る。(様式6-1)
- エ 自転車は所定の自転車置場に置き、必ずカギをかけること。(二重ロック)
- オ 所持品には必ず記名し、不必要な物(ゲーム機等)は持参しないこと。
- カ 昼食は原則として教室でとり、立飲み、立食い、歩きながら食べないこと。
- キ 校内での遺失物及び拾得物は直ちに届出ること。
- ク 校舎内で運動遊技の類はしない。また、校舎間・駐車場での球技をしないこと。
- ケ 落書の類は絶対にしないこと。
- コ 所持品・自転車等が盗まれた場合には、学校又は担任に届出ること。

#### (2) 校外生活

- ア 進んで交通道徳を守り、他人に迷惑をかけないようにすること。徒歩通学生は右側通行、自転車通学生は左側通行を励行し、交通ルール・マナーを守ること。列車通学生は、駅員の指示に従い乗車ルール・マナーを守ること。
- イ 校外において不慮の災害にあった時は、すみやかに学校又は担任に連絡すること。
- ウ 暴行や金銭強要などがあった場合は、学校又は担任に届出ること。
- エ 常日頃より、自分の服装態度は厳正に保つこと。
- オ 生徒として好ましからぬ娯楽場、飲食店等に出入りしないこと。
- カ 喫煙、飲酒、暴力行為、不正な金銭の貸借、物品の売買は学校の内外を問わず絶対にしないこと。
- キ 旅行、登山、キャンプ、スキー等をする場合には、原則として4泊5日を限度とし、その計画書を担任に提出すること。(様式6-2)  
JR学割証の交付を希望するものは、併せて提出すること。

### 2 服装、容姿について

授業は制服で受ける。

#### (1) 頭髪等

- ア 清潔であり、左右バランスよく整えてあること。髪の毛が目届く者、耳にかぶさる者、襟まで届く者に対しては、注意を与えて改めさせる。(工業人として実習等危険を生じるため)(様式6-3、6-4)
- イ 染色・脱色、パーマ、そり込み、その他変形の髪型、眉剃り、化粧、整髪料等は禁止する。
- ウ ピアスは禁止する。(穴を開けることも禁止する)

#### (2) 制服

- ア 制服は指定制服①②③(①は標準型学生服認定マークの付いたもの)を正しく着用し、本校所定のボタン、校章をつける。
- イ 標準と著しく型が変わった上衣、またはズボンに注意を与えて改めさせる。  
指定制服②のスカート丈は膝にふれる程度とする。
- ウ 指定制服①と③のズボンにはベルトを着用する。(黒)
- エ 夏期(6月1日～9月30日)は上衣を着用しなくてもよい。シャツは長袖又は半袖の指定Yシャツで、ズボン・スカートの中へ入れること。
- オ 衣替えの前後一週間を移行期間とする。

#### (3) シャツの中着(インナー等)

着用することが望ましい。派手でないもの。

#### (4) 通学靴

黒、茶の革靴、または運動靴等とする。

- (5) 上履き靴  
本校所定のものとする。
- (6) ベスト・セーター  
寒いときは、シャツの中着で調整しYシャツの上に指定ベスト及びセーターを着用しても良い。
- (7) 帽子、コート、ジャンパー、マフラー、手袋類  
色・型は派手でないものが望ましい。登下校のみ着用しても良い。
- (8) 眼鏡  
度数のあるものとし、派手でない色、型であること。サングラス等（偏光メガネを含む）の使用は禁止する。ただし、疾病等による場合は、診断書を提出し許可を受けて使用することができる。
- (9) 入れ墨・タトゥーは絶対に行わない。

### 3 通信機器の取り扱いについて

生徒の通信機器の使用については、昼休み及び放課後以外は原則として禁止する。移動中の使用も禁止する。ただし、教育活動の中で、教員が許可した場合を除く。

### 4 原付バイク・自転車通学について

#### (1) 原付バイク通学について

原則として原付バイクによる通学を禁止する。ただし、特別な事情により学校長がやむを得ないと認めた場合は最寄の駅またはバス停まで許可する。(様式6-5、6-6、6-7)

#### (2) 自転車通学について

- ア 通学自転車登録簿に記載し、所定のステッカーを貼る。(様式6-8)
- イ 通学用自転車の点検を受ける。
- ウ 交通法規を遵守する。
- エ 賠償責任保険の加入を推奨する。

### 5 運転免許取得について

#### (1) 原付バイクについて

- ア 免許取得後は1ヵ月以内に、運転免許取得届を提出し、担任が保管する。(様式6-9)
- イ 使用する場合は、必ず任意保険にも加入し、バイク用ヘルメットを着用する。

#### (2) 自動二輪車について

自動二輪車の運転免許の取得及び同乗は禁止する。

#### (3) 四輪車について

- ア 自動車学校に通うのは、次の期日とする。
  - (ア) 3年次の前期末休業日以降とする。
  - (イ) 放課後を利用する。
- イ 自動車学校に通う者は、自動車学校入校届を提出し、自動車学校入校許可証の交付を受ける。合宿により免許を取得する場合は必ず予約前に担任に相談すること。(様式6-10、6-11)
- ウ 学校を早退、欠席などして自動車学校に行ってはならない。
- エ 運転免許取得後は、運転免許取得届を1週間以内に、担任に届出、免許証を提示する。
- オ 免許取得者は、次のことを守る。
  - (ア) 免許取得後といえども在学中は保護者が同乗しない四輪車の運転はしないこと。
  - (イ) 暴走族への参加及び暴走行為は絶対にしないこと。
  - (ウ) 交通法規を遵守すること
  - (エ) 友人の車に同乗しない、また友人などを同乗させないこと。
  - (オ) 無謀運転をしないこと。

### 6 アルバイトについて

- (1) アルバイトをする者は、家庭的、経済的にやむを得ない事情にある者が望ましい。
- (2) アルバイトの実施時間は21:00まで、学校生活に支障の無いようにする。
- (3) アルバイトの職種は、高校生として適切な仕事内容であること。
- (4) アルバイトをする者は、保護者の承諾を得てアルバイト届を提出すること。(様式6-12、6-13)
- (5) アルバイトをする場合は、仕事内容に危険がないか見極め、また雇用条件(時間、賃金等)をはっ

きり決定してから行うこと。

(6) やむを得ず長期にわたるアルバイト届については、年度毎に提出する。

※ 生活関係諸届一覧表 ※

下記のような届けがあります。

届出文書	提出期限
通学自転車登録票	入学時は入学から3日以内, 以後はステッカー交付時に提出
アルバイト届	アルバイト開始の一週間前
運転免許証取得届	取得後一週間以内(長期休業中は除く)
自動車学校入校届	3日前
学生旅客運賃割引証交付申請書	3日前
旅行・登山・キャンプ計画書	一週間前
外出許可証	当日
交通事故報告書	事故後速やかに
盗難届	盗難後速やかに(自転車・物品)
原付バイク通学許可願	随時

生徒指導部販売品一覧

品名	品名	
生徒手帳	指定制服②③ボタン	(大)
校章		(小)
指定制服①ボタン (大・小)	指定制服②③タイピン	
裏ボタン	自転車ステッカー	